

暮らしを エコ ニュース

外来生物について考える

外来生物とは

外来生物は、もともとはその地域に生息していなかったが、ペットや家畜の目的で輸入されるなど、人間の活動によってほかの地域から運び込まれた生物のことをいいます。身近なものには、アメリカザリガニやシロソメクサなどが挙げられ、国内全体では、海外から来た外来生物が約2,000種類生息しているといわれています。

外来生物の問題点

外来生物の多くは、気候や餌などの自然環境の違いにより、その地域に定着できません。しかし、中にはその地域の環境にうまく適応し数を増やして、生態系やわたしたちの生活に

悪影響を及ぼすことがあります。

例えば、外来生物が在来生物*やその餌を食べてしまうことなどにより、在来生物が絶滅してしまうことがあります。また、人にかみつくななどの危害や、農作物を食べたり、畑を荒らしたりするなどの被害もあります。

わたしたちにできること

いったん地域に定着した外来生物を駆除して元の自然環境に戻すためには、多くの時間と労力が費やされます。

外来生物の問題は、外来生物自体が悪いわけではなく、ほとんどが人間の不適切な行動によって引き起こされているものです。今後このようなことを繰り返さないためにも、次のことを守りましょう。

- ペットを飼う場合は、大きさ・寿命・性格などをよく調べてから購入し、責任を持って最期まで面倒を見る
- 生物をむやみに捨ったり、ほかの地域に持っていかない
- 知らない植物を植える場合は、種類を図鑑などでよく調べる

*もともとその地域に生息していた生物

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

消費生活相談

Q&A

賃貸住宅の原状回復に関するトラブル

Q 2年間暮らした賃貸アパートを退去したとき、きれいに使ってきたつもりなのに、壁紙の張り替え代やハウスクリーニング代などを請求されました。支払わなければいけませんか。

A 借り主には賃貸住宅を退去する際、元の状態に戻すという原状回復義務があります。しかし、これは、入居時そのままの状態に戻すということではありません。例えば、壁紙や畳・フローリングなどの故意または不注意による汚れ・破れや、室内の改造などは、借り主が原状回復のための費用を支払うこととなります。ただし、時間の経過による畳や壁の退色、家具の設置による変色やへこみなどは、原状回復のための費用を支払う必要はありません。

また、ハウスクリーニング代については、契約書に「借り主が支払う」というような特約があっても、借り主が説明を受けてはっきりと確認していない場合は、支払わなくてもよいことがあります。

このようなトラブルを未然に防ぐために、賃貸住宅を借りるときは、次の点に注意しましょう。

- 契約を結ぶ前に、契約内容などについて納得できるまで説明を受けましょう。特約は、特に注意が必要です
- 入居時に部屋の汚れや傷などの写真を撮っておきましょう
- 入居中不具合が生じたらすぐに不動産業者または家主に連絡しましょう
- 退去時は、不動産業者だけでなく、家主にも立ち会って確認してもらいましょう
- 請求内容に納得できない場合は、工事費用の明細をもらい、話し合いましょう

また、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/genzyokaifuku.htm>)も参考にしてください。



※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。